

条 例

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第二号、第四号及び第五号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第五条 第二号イ中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第十二条の九 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第六の一級の項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第七の一級の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年埼玉県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(埼玉県暴力団排除条例の一部改正)

第三条 埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校(後期課程に限る。)」を、「高等学校」の下に「中等教育学校」を加える。

(埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部改正)

第四条 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条 第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(児童福祉法施行条例の一部改正)

第五条 児童福祉法施行条例(平成二十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」

を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。